

『万曆野獲編』の版本問題

名古屋大学東洋史研究報告 四十三号 二〇一九年三月発行

井上進

はじめに

沈徳符撰『万曆野獲編』が明代掌故書の白眉であるということは、およそ明代に関わる研究に従事する者なら、誰もが首肯するところであろう。じつさい『野獲編』に対する高い評価は、ごく早い段階から出現していて、たとえば沈氏と並生の人たる錢謙益はこう言っている。沈氏は「家世仕宦し（官僚を輩出した家柄で）、国家（本朝、朝廷）の故事を習聞し、且つ嘉靖以来の名人獻（賢）老に見ゆるに及び、掌故を講求し、放失を網羅し、まさに一家の言を勒成せんと」した、と。また清初の学者朱彝尊も、この錢氏の評価を踏まえつつ言う。「撰ぶ所の『万曆野獲編』は、事に左証ありて、

論に偏党なく、明代の野史、いまだこれを過ぐる者あらず」と。^①

錢氏や朱氏は明末清初における名人であり、彼らの称賛を得たことは、『野獲編』の名譽であるだろう。ただそうではあっても、こうした評価が後の世代にそのまま引き継がれていったのかというと、実は必ずしもそうではない。そもそも明末の野史は、清朝にとってすこぶる問題の多いものであったし、さらに雍正以降、とりわけ乾隆後半になれば、明末の野史というよりは明末學術のすべてが学界の禁忌となり、『野獲編』もわずかに鈔本をもつて流伝するのみで、これが広く読まれ、積極的に評価されることなどありえないこととなつてしまった。

だが道光以来、風氣ようやく変じて明末の史事に対する関

心もにわかにならなくなると、この書は「洵に史を読む者の
廃すべからざる所なり」というわけで、ついに道光七年錢塘
姚氏扶荔山房刊本が出現、さらに木活字本も印行され、上に
見た錢朱兩氏の評価が改めて確認されることになる。^②「景倩
(沈氏)は心を史事に留め、すこぶる特識あり。上は朝章掌
故を記し、下は風土人情、瑣事遺聞に及び、……有明一代の
掌故、この篇の記す所を最も詳贍となす」という謝国楨のこ
とばは、^③この道光以来の再評価が現代においてもそのまま承
認されていることを示していよう。こうなれば、より利用し
やすい新しい本の出現は必然で、一九五八年、道光刊本を底
本とした謝興堯断句の排印本が、元明史料筆記叢刊の一とし
て中華書局より印行され、この新本ないしその重印本が、現
在の通行本となっているのである。

道光本は今日でもまったくの普通本で、善本とか珍本など
というものではさらさないが、それでも誰もが気楽に一本を
備えておく、とはいかない。民国十四年、魯迅は宋明の野史
雑説を薦めた際にこう言った。明代のことを知ろうというな
ら「本来は『野獲編』がよいのだが、やはり骨董と化してし
まっていて、一部が数十元もする」と。^④とはいえ魯迅の当時
なら、これを得るには「数十元」を出しさえすればよかった

のだが、今や線装旧書は骨董どころか骨董そのものであつ
て、求めたところでそもそももないし、仮にあつたとしても、
その価は魯迅の当時の「数十元」どころではない、正気の沙
汰とは思えぬものであるだろう。中華書局排印本の存在は、
ふつうの書生にとつてはまさに福音であり、今日『野獲編』
を読むという場合、よほど特別のことがなければ、まずこの
本で読むのが当然である。

一、中華書局排印本

だが問題は、長期に渉つて鈔本のみで伝わってきたそのテ
キストが、どの程度信頼しうるものなのか、ということであ
る。女真や後金の活動を悪しざまに述べ、また臣下が君主の
ことをあれこれ取沙汰する官僚の政治批判など、清朝が強
く警戒し忌避した議論を含む明末の野史は、清朝にとつても
そも好ましいものではなかったし、さらに清代中期に至れ
ば、すでに述べたごとく、明末の學術總体が学界の禁忌とな
り、そうした風気の中では、明末野史の白眉たる『野獲編』
の公刊など、論外というも愚かであった。じつさい『野獲
編』は、乾隆四十七年官撰『全燬書目』^⑤に著録されるという

榮譽さえ担っており、この時期にはその伝鈔さえためらわれ
たことであろう。

かくしてこの書は、明末の成書より二百余年、ずつと未刊
のまま鈔本のみによって細々と伝わっていたのであり、その
間に相当の混乱や訛脱が発生することは避けられなかった。
道光本を校刊した姚祖恩は「沈景倩（徳符）の『野獲編』、
……伝鈔既に久しく、訛脱まじまじ滋多し。（私は）解組して（官を
退いて）索居（わび住まい）し、これがために旁かたわら羣書を攷
え、百一（百に一つ。底本中にいくらかある闕字脱文、とい
う意か）を補綴し、讐校往復し、再び寒暑を閲して後業を卒
う」と言っているが、そのいわゆる「伝鈔既久、訛脱滋多」
とは、まったく事実そのものであったに違いない。

中華書局排印本（以下では中華本と略称）の底本たる道光
本の「訛脱」については、五八年の出版に際しても、むろん
意識されていた。一九八〇年第二次印本の巻端に冠せられる
中華書局編輯部の「重印説明」（一九七九年）によれば、
五八年版を出すに当たっては「清代のいくつかの抄本とその
他の史籍を参照し、いくらかの誤字を改め、若干の脱文を校
補した」といい、事実その本文中には、多くはないものの
「某原作某、拋康熙写本改」といった校語が見られるのであ

る。つまり中華本は、校勘についてもたしかに一定の努力を
払っていた。だがその所謂「いくつかの抄本（一些抄本）」、
ないし「康熙写本」の正体は一向に不明だし、また何より、
その校勘の成果は満足すべきものというにはほど遠い、まっ
たく遺憾ながらそうなのである。

たとえば巻七、「吉士不読書」の条。今、特にこの一条を
挙げるのは、近年来『明史』選挙志の訳注を行なっていて、
その中で新進士から庶吉士を選抜する館選の制が、嘉靖中に
中止されたことの背景を説明するため、『野獲編』のこの記
事を引こうとしたのだが、中華本には不審な点がいくつもあ
り、それで後述する旧鈔数本と対照してみたところ、はたし
てそれらの不審がことごとく解消し、旧鈔の善をつよく印象
づけられた、ということがあったからである。それでまずは
中華本の本文だが、下引のごとくとなっている。

張永嘉之入相也、去登第六年耳、時嘉靖丙戌、諸庶常在
館、以白雲宗閣老呼之、每進閣揖、及朔望閣試、間有不
赴者、并不引疾給解、張始震怒、密揭於上、謂俱指為費
鉛山私人、於是俱遣出外授官、無一留為史官者、……内
惟陸燾得為吉士、王宣得為御史、餘皆部寺知果、……今
詞林充斥、不止數倍於前、雖三堂盛事、不免盪脱校書之

誚矣、

これを読んで覚えた不審とは、まず「給解」とは何のことなのか、ということ。また「密掲於上、謂俱指為」とあるが、既に「謂」とあれば、下にまた「指」というのは奇妙に感じられたし、庶吉士にみな授官して翰林院から追い出した後、また「陸燾得為吉士」とは明らかにおかしい、とも思われた。さらに「三堂盛事」というのも何のことやら、辞書の類をあれこれ調べてみてもさっぱり分からない。ならばこれが旧鈔の三本、後に詳しく紹介する二十巻補遺一卷続編十二巻の甲本、正編二十巻のみの乙本、および三十巻の丙本ではどうなっているかということ、下記のとおりである。

張永嘉之入相也、去登第六年耳、時嘉靖丙戌、諸庶常
(甲本作「嘗」、乙丙二本与此同) 在館、以白雲宗閣老呼
之、每進閣揖、及朔望閣試、間有不赴者、并不引疾給假
(甲乙二本、丙本原作「解」、而校改為「假」、張始震
怒、密掲於上、(拋甲乙二本刪「謂」字) 俱指為費鉛山
私人、於是俱遣出外授職(甲乙二本)、無一留為史官
(拋甲乙二本刪「者」字)、……内惟陸燾得為給事(甲乙
二本)、王宣得為御史、餘皆部寺知県、……今詞林充斥、
不止數倍於前、雖玉(三本)堂盛事、(乙本有「亦」字)

不免盪脫校書之誚矣、

(張永嘉(璉)の入りて相たるや、登第を去ること六年なるのみ。時に嘉靖丙戌(五年)、諸の庶常は館に在りて、白雲宗(一種の邪宗。正統、正規ではないの意)閣老をもつてこれ呼び、閣に進むことに掛(お辞儀して挨拶)す。朔望の閣試には、まま赴かざる者あるに、ならびに疾を引きて假を給さざる(まったく病欠の手續きを取らなかつた)に及び、張始めて震怒し、上に密掲し、俱に指して費鉛山(宏)の私人となす。ここにおいて俱に遣りて外に出し職を授け、一も留めて史官となすなし。……内ただ陸燾のみは給事となるを得、王宣は御史となるを得るも、餘はみな部・寺・知県たり。……今詞林は充斥し、前より數倍なるに止まらず、玉堂(翰林院)の盛事なりと雖も、(亦)盪脫校書(手当たりしだに濫授された官)の誚めを免れず。)

上に挙げた「給解」「三堂」といった疑問は、これによってあっさり解決するし、「庶常」の「常」が「嘗」になっているのは、稿本において光宗の諱「常洛」の上一字を避けていたのがそのまま残ったもの、つまり甲本が古い面目を保っていることを示している。

なお「授官」と「授職」についてはどうかと言えば、庶吉士は翰林院の見習い（一種の觀政進士）で、まだ正式の官に ついてはいいないので、たとえば万曆『会典』五、「選官」では「学業成る者は翰林官に除す。後、定めて二甲をもつて編修に除し、三甲を検討に除し、兼ねて科道部属等の官に除す」といい、また黄左『翰林記』三、「庶吉士銓法」にも「けだし宣徳より以前は、兼ねて部属、中書等の官を授く」とあつて、これによれば「授官」の方が優れるかのごとくである。

しかしながら上引『翰林記』のすぐ下文には、初期の庶吉士は長期の教習を受けねばならず、「堪えざる者あらば、乃ち改めて他職を授く」とあるし、また『実録』正徳四年七月庚申条にも「旧例、庶吉士は読書すること三年に及び、始めて職を授けらる」と言い、「授職」という言い方もごく一般的である。よつてこの「官」と「職」は、その優劣をにわかには決めがたいのであるが、後に改めて述べるように、三十巻本というのは清代に入ってから後人によつて再編されたテキストなので、二十巻本の「授職」の方がより古い、おそらくは本来の、面目だということは言えるであろう。

ならばつづく「無一留為史官（者）」はどうかと言えば、

これまたどちらでも文は成立しようが、「者」があれば「一人も翰林に留まり史官となつた者はいなかつた」となり、なければ「一人も翰林に留めて史官とはしなかつた」となるだろう。ならばそのどちらがよいかであるが、ここは張璠が「遣出」し、だれも翰林官にはしなかつた、という方が自然なのではないか。しかも「者」字があるのは三十巻本、ないのが二十巻本であるから、ここもやはり「者」字のない方が本来の姿、と考えられる。なお「雖玉堂盛事、亦」の「亦」字であるが、これはあつた方が「雖」との呼応がはつきりし、文理より通順ながら、取りあえずは乙本だけの孤立的な文字なので、出校すべき異同ではあるけれど、必ずこれに拠つて補うべきだ、とはならないだろう。

旧鈔本の優秀さを示すこうした異同は、文字どおり枚挙にいとまなく存在するが、上で光宗諱上一字を避けたと考えられる事例を見たので、もうひとつだけ、おなじ光宗諱ながら下一字を避けたらしい事例を含む一文を挙げておこう。それは卷二、「聖誕忌辰同日」の条で、中華本にはこうある。

八月初十日、為孝慈高皇后忌辰、而世宗皇帝以是日誕生、及即位、礼臣毛文簡「澄」請先一日称賀、……行之

二年矣、至嘉靖三年、又遇聖誕、时礼部为汪文莊「俊」、

請即以是日先行孝慈奉祭礼、然後……、上允之、四十餘年不復輟、則以孝慈雖開天聖母、而……、其時議者又云、正月初三日為宣莊忌辰、然孝武二廟、凡遇祭祀、得衣大紅吉服為比、是又不然、……使其事在宋朝、又有洛蜀哭則不歌之爭、成一大党論矣、(傍線部は異同があるところを示す)

これが旧鈔諸本ではどうなっているかというのと、まず「嘉靖三年」が甲本と丙本では「二年」となっており、これは正徳十六年四月に即位して「行之二年」だから当然「二年」が正しいはずだし、そのことは『実録』嘉靖二年八月丁未条によつて確認できる。また「先行孝慈奉祭礼」というと、甲乙二本では「忌日奉祭礼」と「奉祭」の上に「忌日」二字が入っているが、これがないと何の祭祀を行なうのかが分からないので、やはりあった方がよい。その下、「孝慈雖……」を甲乙二本は「孝慈后雖……」としているが、「孝慈后」ではバランスが悪いように感じられるし、また上文の「孝慈忌日奉祭礼」という例に照らしても、この「后」字を敢えて補う必要はない。ただしこれが衍字であるかと言えば、そうではない可能性の方が高いのではないか。

ついで「宣莊」を甲乙二本は「宣宗」とし、「孝武二廟」

を「在孝武二朝」としているが、前者は「宣宗」でなければ意味をなさず、後者も「孝武二廟」といえば「孝宗武宗の両皇帝は」となるのに対し、「在孝武二朝」であれば「孝宗武宗の両朝では」となつて、下文とよく対応する。さらに「洛蜀」を甲乙二本が「雜蜀」としているのは、すでに述べた光宗の帝諱下一字を避けたものに相違なく、稿本の面目をそのままに伝えていると考えられよう。

以上、わずか二条を見ただけながら、中華本に少なからぬ訛脱が存在することははや明らか、と謂つてよいだろう。中華本に訛脱が多いということは、その底本たる道光本のテキストに問題がある、ということだが、実のところそれは必ずしも道光本固有の問題ではない。詳しくはまた後に見ることとなるが、道光本の問題とは道光本が底本とした三十巻本の問題なのである。そもそも『野獲編』という書は、その成書から道光本に至るまで、どのような経緯をたどっているのか。

なお中華本の「(康熙)写本」などによる校改には、必ずしもそれと明示しないまま、本文を径ちに改めている場合がある。たとえば巻十、「庶常授州県」の条は「庶常授官外任、此永樂宣徳間本有定制、時事至有……」となつているが、その「本」字を道光本は「未」に作っている。つまりここは

「未有定制時事、至有……」とすべきであつて、その「未」字は甲本（の続編卷三所収で、乙本にはこの条なし）でも同じなのである。

ならば中華本の文字はどこから来ているのかと言へば、それはまず間違ひなく「写本」であろう。というのも、やはり三十巻の旧鈔である丙本は、ここを中華本と同じく「本有」としてあるからである。ただし丙本には闕名氏による校改があつて、その「本」字はすでに「未」に正されている。つまり中華本は出校しないまま本来問題ない文字を改め、結果として誤字を増やしたのみならず、句読まで誤つてしまつたわけである。

このほか巻十五の「孫賈陳遇」、あるいは巻十八の「張麟陽司寇」という条目は、道光本では目録、本文とも「孫賈陳遇晩節」、「張麟陽司寇仁恕」となつていているのだが、丙本は却つて中華本と同じであり、この場合もやはり「写本」による刪改なのである。ちなみに「孫賈陳遇」を甲乙二本は「陳遇」「孫賈附」とし、「張麟陽司寇」は異同なし、ただし乙本の目録では「仁恕」の二字が後に書き加えられており、すでに道光本に近づいている。以上のごとく、中華本が時として扱るところを明示しないまま字を改めているのは、もと

より特別の大問題というほどのことではないものの、やはり感心できないし、「未有」「本有」の例などは、軽率のそしりを免れぬところであるだろう。

二、『野獲編』の成立から道光本まで

『野獲編』の成立事情となれば、まず聞くべきは撰者沈徳符の言である。沈氏はその自序（万曆野獲編序^⑦）においてこ

ういう。

余は京邸に生長し、孩時よりすなわち朝家の事を聞き、家庭の間また窃かに父祖の緒言を聆き、因りて喜びてこれを誦説す。成童たるに及び、（道光本はここに「適」字があるが、旧鈔三本には無し）先人棄養（父が万曆十七年に卒したことで、時に沈氏は十二歳。「成童」は本来十五歳であるが、ここでは大略で言っているのだらう）するも、また郷邦の先達より一二の雅談を剽窃す。……今年、鼓篋して（監生となつて）成均（国子監）に遊び、……垂翅して（失意のうちに）南に還る。舟車暇多く、年まきに壯（三十歳）に及ばんとするに、遭廻して（行き悩んで）成るなく、またよく著述してもつて自

ら見わたるるなきを念い、因りてやや（ここの「自見因稍」四字は三本に依る。道光本は「名世輒復」に作る）もと記憶する所を細釋し、ままた戲笑不急の事に及び、歐陽（脩）『帰田録』の例のごとくす。……編中強半は近事（道光本は「時事」とするが、今は三本に依る。なお中華本は「時」字を脱するが、これが単なる脱字なのか、それとも「写本」に拠り誤つて刪去したものなのかは不明）を述べ、故に万曆をもつてこれに冠す。／万曆三十四年丙午仲冬日、自ら（道光本は「沈德符」とす）甕汲軒に題す。

錢謙益が言つたとおり、「家世仕宦し、國家の故事を習聞して沈氏は、万曆三十四年、二十九歳の時に監生となつて懐かしい北京に滞在したが「垂翅して」、というのはこの年の順天郷試を受験してうまく行かず、ということであろう、郷里に帰る道すがら「著述自見」を思い立ち、「強半は近事を述」べたこの書の初稿を著したのであつた。しかしこれは、『野獲編』成立の出発点というにすぎない。

けだし丙午・丁未（万曆三十四・五年）の間に『万曆野獲編』共に二十卷ありと自（雖）も、廢籠中に棄置し、かつ筆を輟めることすでに十餘年而往（以上）たり矣。

壯歳すでに去り、記性日々せうろに頹うるも、諸々の見聞する所、また往時の外に出る者あり、胸臆もどに旧貯ちよえたる、遺忘わしいまだ尽きず。久しうせばいまだ尽きざる者を并せてこれを失わんことを恐れ、遂（甲本は「隨」に作るが、今は道光本に拠つて改む）に新旧を問わず、輒すなわち意に隨まいて録写し、また復た帙を成し、前稿を緒成し、名づけて「続編」と曰う。仍なお冠するに「万曆」をもつても、その事またことごとくは今上の時に属さざる者あり。然れども耳に剽きき目に覩み、みな余の有生來親しく得る所なり。……／万曆己未（四十七年）新秋、敝帚齋に題す。

上に引いたのは甲本の続編巻端に冠せられる序文で篇題はないが、これを道光本が補遺の首に「万曆野獲編補遺小引」と題して掲げているのは、きびしく言えば張冠李戴、不必要な誤解を生じさせかねない。というのも道光本の補遺は沈德符の五世孫振が輯めたもので、原撰者の沈氏がその「小引」を書いたりするわけがないからである。また道光本は「万曆野獲編共二十卷」の「二十」を「卅」としているが、これは再編本たる道光本の現状にあわせて妄改に相違なく、下に見るとおり沈振の補遺序文でも正編は「二十卷」となっている。

この続編序から分かるとおり、万曆三十四年十一月以前に書かれたのは、初稿二十巻のうちのさらにその一部であった。郷試があるのは八月、放榜（合格発表）は九月であるから、落第して後、帰郷の際に執筆を開始したとすれば、わずか二ヶ月ばかりで書ける量はそれほど多くないであろう。かくして沈氏は帰郷後も翌年まで執筆をつづけ、その後は「輟筆」十数年、とはいっても甲本二十巻の後ろに「補遺」一巻が附いていることから見ても、まったく書き足すことがなかったとは考えにくい。四十七年に至りまた続編を著した。沈氏は「万曆戊午（四十六年）をもつて北畿（順天郷試）に挙げらる」ということであるから、挙人となつて受験生生活に一区切りが付き、心情に少しく余裕が生じたとともに、四十七年二月の会試には落第したことで、また「著述自見」の念を強めたのではないか、などと想像されるところである。

この正編と続編によつて『野獲編』は完成、体裁は変わったとも内容は完全なまま後に伝わつた、ということであればなほだ結構ながら、実際のところさううまくは行かなかつた。丙本の補遺首に冠せられる沈振序（篇題なし）、中華本では「康熙写本に拠りて補」つたという「補遺序」にこう云う。

先高祖孝廉（挙人、即ち沈德符）公の撰びたる『万曆野獲編』二十巻又『続編』十二〔二〕字拠中華本補、丙本脱）巻は、精核にして該博、凡そ朝常国典、山川人物、巨（中華本作「鉅」）細畢く挙がるも、惜しむらくはいまだ梓に及ばず。崇禎末に至り、長溪（秀水県南匯鎮）は萑苻（盗賊）の藪となり、流離播遷し、累世の琬琰（蔵書）、俱に（中華本誤「具」）すでに漸滅し、この編の存する所、僅かに十の四五たり。……なお幸いにも天これが縁を仮し、原目具さ（中華本誤「俱」）に在れば、もつてその残缺を知るを得、藉りてもつて搜訂す。辛卯・壬辰（康熙五十・五十一年）の間、禾城（嘉興）に館し（塾師をつとめ）、旁ら徵め博く詢い、見る所は数十餘冊を下らざるも、如ともするなし鈔伝（中華本互錯）互いに異なり、訖に全編なし。ただ桐川錢氏（枋）の蔵する所、得ること梅里の朱氏（彝尊）よりし、較や他本より多きも、これを原目に質すに、またただ十の六七なるのみ。爾載先生（錢枋）更に門を列ね部を分かち、事は類をもつて序す。次第また本来に非ずと雖も（中華本誤「惟」）、然れども頗る展覧に便なれば、因りて錢本を主として、諸家の蔵する所を彙集し、錢本の缺

くる所の者を視てこれを抄附し、また共に二百三十餘条を得、(中華本尚有「作為八卷」四字) 原目に覆校するに、一も遺す所なし。振笈ひそかに大いにこの書の全きを得たるを幸いとす。……/康熙癸巳(五十二年) 閏五月、五世孫振謹んで識す。

つまり正編二十卷統編十二卷の原本は、明清交替の際の動乱によって残缺し、沈氏家蔵本も「僅かに十の四五」を存するのみとなつてしまつた。ただ幸いにも原本の目録はのこつていたので、これに拠つて復元に務めていたところ、康熙五十一年から二年に嘉興に滞在した折、朱彝尊蔵本をもとにした錢枋蔵本を得た。この本は他の諸本より内容が多く、原目に照らずに「十の六七」を存していたという。

この錢枋本は、康熙三十九年に錢氏自らが言うところでは「朱竹垞(彝尊) 檢討、向日抄伝するもいまだ全からず。帰田の後、多方搜輯し、略すほぼでに具備す。余借観するを得たるに、その事多く猥雑にして、もつて查攷しがたきに苦しみ、因りて割裂排續し、都すべて三十卷となし、四十八門に分かち、類に因りて檢尋するに便ならしむを庶ねがうと云う」というものであつた。⁽¹⁰⁾ 秀水の人である朱彝尊は、郷賢沈氏の『野獲編』を高く評価して一本を伝鈔していたが、その内容はやは

り不完全であつたので、官を退いて後、というのは楊謙『朱竹垞先生年譜』によれば康熙三十一年より後、同郷という便もあつてのことであらう「多方搜輯」した結果、「略已具備」というところまでこぎつけた。

この朱氏輯本がどのようなものであつたのか、それは分からない。つまり朱氏の一本は正編、統編の別を保つていたのか、また分巻次第はどうであつたのか、あるいはその拠るところの諸本の素性といったことは、もはや知るすべがないのである。なお錢氏によれば、朱氏輯本は「事多く猥雑」、多数の記事がこれといった体例のないままに雑然と列ねられていたというのだが、実のところそれは、またこの書本来のあり方に他ならなかつた。沈氏は自らの著を「歐陽『帰田録』の例のごとく」まとめたと言つたが、それはつまり明確な体例などない、まったくの雑記として著したということだし、統編にしても「新旧を問わず、輒ち意に隨いて録写」したというところで、要するにこの書は、最初から「猥雑」だったのである。

朱氏輯本は「猥雑」のゆえに「查攷しがた」く、これを「類に因りて檢尋するに便ならし」めるため、錢氏はあえて「割裂排續し、都すべて三十卷となし、四十八門に分か」とい

う改変の挙に出た。原本を「割裂」してその面目を改めてしまふ、というのは古籍整理の方法として問題があるが、この場合、錢氏の用いた底本は真の「原本」ではなく、朱彝尊による輯本であったのだし、「割裂」の結果として利用が容易になった、ということも一応は認められようから、錢氏の行為もあながち非難するには当たらない、のかもしれない。

その後、この錢氏改編本を得た沈振は、収めるところの記事が他本より多く、また錢氏の改変も「頗る展覽に便」だと認めはしたものの、「これを原目に質すに、またただ十の六七なるのみ」であることから、錢氏の体例に依りつつ「諸家の蔵する所を彙集し、錢本の缺くる所の者を視てこれを抄附し、また共に二百三十餘条を得、原目に覆校するに、一も遺す所なし」となった。かくてこの書はふたたび「全きを得」たわけで、まったくご同慶の至り、となるであろう。

ただ、沈振が利用した「原目」の内容を知ることができないのは遺憾で、彼がこれを附録といった形で後世に伝えてくれているれば、それによって『野獲編』本来の姿を窺うこともできたであろう。また彼の補遺を附した新輯本が「原目に覆校するに、一も遺す所なく、その「全きを得」たというのは、第三章で見るところからして、大体から言えばそうな

のだろう、と言えるにすぎない。なお中華本の「補遺序」には「作為八卷」とあるが、道光本の補遺は四巻で、丙本および第四章で紹介する補遺のみの旧鈔本（丁本）は不分巻、おそらくはこの不分巻が本来の形であつて、八巻というのはたまたまそのように分巻した伝鈔者によって、序文中に竄入されたものであるだろう。

『野獲編』という書は、その稿本から道光本に至るまでの間に、複雑で屈折した経緯をたどっていた。すなわちそれは、稿本段階でさえ少なくとも二度の結集があり、その後も残缺、搜輯、改編、補輯を経ており、更にそれ以後も百年以上、ただ鈔本よつてのみ流伝していたのである。かくして道光本、およびそれにもとづく中華本の本文には、まったく当然のことながら、かなりの問題が存在することとなった。この問題を相当程度解決し、その本文をより善いものをするには、諸旧本の調査が必須であるに違いない。よつて次章では、今に伝わる旧本のうち管見に入つたものを紹介し、その性格や価値などを考えることとしたい。

三、旧鈔本『野獲編』その一、甲本

『万曆野獲編』二十卷補遺一卷統編十二卷 康熙鈔本 十六冊
台北・国家図書館蔵

四周双辺、版框一九・四×一三・〇cm、版心に上黒魚尾のあ
る無格の竹紙に鈔写し、九行二十一字。現在は金鑲玉装と
なっていて開本三〇・三×一九・二cm、本紙は序文首葉で高
二六・四cm、本文首葉で二四・四cm。巻一首五葉の版心には魚
尾上に「万曆野獲編」の書名、下に「巻一」と手写されてい
るが、書名巻第を記すのはこの五葉のみで、以下にはなし。

蔵印に周星詒（一八三三〜一九〇四）の「周印／星詒」白文
方印、「祥符周／氏瑞瓜／堂圖書」白文方印、「季／祝」白文
方印、同朱文方印、「詒印」白文長方印あり。他に「僉氏／蔵
本」朱方、「李蕙／之印」朱方、「曼／嘉」朱方などあるが、
どういふ人のものか未詳。周氏は字季祝、河南祥符人、ただ
し実際には祖籍の浙江山陰で暮らした。その事跡は葉昌熾
『藏書紀事詩』七を参照。

この本、巻を開ければ下款「万曆三十四年丙午仲冬日、自

題於甕汲軒」の自序一葉。篇題はなく、首行首格からすぐに
本文が始まる。ついで「本伝」見列朝詩選」（空四格）史官
錢謙益撰」一葉。これは『列朝詩集』丁集十六の小伝（『小
伝』単行本では丁集下）だが、冒頭部分は刊本のそれより詳
しく、また小異あつて、刊本にない文字の右旁に●、異同に
■を附して引いておけば「沈德符、字景倩、原諱麟禎、字曰
虎臣、秀水（刊本作「嘉興」）人。故太史自邠之子、觀察啓
原之孫也、自王季之学……」となつている。

この「本伝」は半葉余り、後半葉の首行で終わるのだが、
その後ろに周星詒の手筆と推定しうる行草の朱識あり。この
一文、撰者が明示されていないためか、『国立中央図書館善
本題跋真跡』（同館、一九八二）、『標点善本題跋集録』（同
上、一九九二）に収録されていないので、下に全文を引いて
おく。

景倩先生野獲編、虞山・竹垞皆称其博洽可信、故史家多
采用之、其著録于史志及千頃堂書目者、卷数多寡不合、
康熙間、桐鄉錢氏枋分類合編為三十卷、吳粵各以活字板
印行、見者云、吳刻為備、粵刻多所刪節、予十年前得刻
本于蘇、甫携歸、即為人窃去、甲子夏、从福州陳左海家
得一本、識者云、是粵刻、後于劉氏見一写本、大段与予

所蔵無異、独多統編二冊、欲借録之、忽々不果、乙丑、又得此于帯経堂陳氏、蓋原本也、另又弊帚軒刺語一冊附之、卷数増于刻本、而事無所増、前所見錢氏統編所載、此仍缺焉。

(景倩先生の『野獲編』、虞山・竹垞(錢謙益・朱彝尊)みなその博洽にして信すべきを称し、故に史家多くこれを採用す。その史志および『千頃堂書目』に著録さるる者は、卷数の多寡合わず(『明志』、『千頃目』著録本は八卷)。康熙の間、桐郷の錢氏枋、分類合編して三十卷となし、吳・粵各々活字板をもつて印行す。見る者云えらく、吳刻を備わるとなし、粵刻は刪節する所多し、と。予十年前に刻本を蘇に得て、甫むすめて携歸するや、即ち人に窃去せらる。甲子(同治三年)夏、福州の陳左海(寿祺。ただし陳氏は道光十四年卒なので、その没後の話)の家より一本を得たり。識者云えらく、これ粵刻なり、と。後、劉氏において一写本を見るに、大段予の蔵する所と異なるなきも、独り統編二冊多く、これを借録せんと欲するも、忽々として果さず。乙丑(同治四年)、またこれを帯経堂陳氏(閩県陳徵芝)に得たり。けだし原本なり。另べつにまた『弊帚軒刺語』一冊これに附す。卷

数は刻本より増すも、しかも事は増す所なく、前に見る所の錢氏統編に載する所は、これ仍なおこれを缺く焉。

この題識によれば、この本は同治四年に閩県の陳徵芝より得たといひ、その一年前、同治三年に得た一本も福州の陳寿祺蔵本であつたといふ一方、周氏は福建の地方官であり、「陳氏(徵芝)の蔵書、大半は季貺に帰す」といふことなので、これはまず周星詒の手筆と考えてよからう。ただよく分らないのは、この本が「卷数増于刻本、而事無所増、前所見錢氏統編所載、此仍缺焉」であるとはどういふことなのか、と
いう点である。

周氏の謂う「刻本」が、陳寿祺の家より得た「粵刻」(活字版)三十巻のことであつたとすれば、この本は正編二十巻補遺一卷統編十二巻なので共計三十三巻、たしかに巻数は多いのだが、その内容は「事無所増」どころか、少なくとも道光本正編三十巻と比べれば、「事有所減」なのである。またこの本が「錢氏統編所載」を缺いているというのも、いったい何を謂っているのか。「統編」と言えば沈德符その人の撰で、この本には十二巻が備わっているし、また「錢氏」が錢枋のことであれば、彼は朱彝尊本を「分類合編為三十巻」としこそすれ、「統編」を輯めたことなどない。またかりにそ

の「続編」が沈振の「補遺」のことであるなら、この本は「補遺」の記事についても、その約三分の二を収めているのである。

この題識、下款も鈴印もなく、字様からしても割と草率に書かれたもののようで、内容にはよく分からぬところがあるのだが、その「蓋原本也」とは、実のところなかなか聴くべき見解のようである。ただし「原本」たるや否やの問題はまた後で検討するとして、今はまず鈔写の様相などを述べておきたい。

この本、玄字は末筆を缺くを通例として、「元」字を用いることもあり、いずれにせよ康熙帝諱は必ず避ける。その一方で雍正帝諱の胤字、雍正三年に敬避が命じられた孔子聖諱の丘字、また乾隆帝諱の弘・曆両字はみな避けず。また夷字は彝に、虜字は空格にするのを通例とする。こうした避諱情況からすれば、これはまず康熙鈔本と定めてよからうし、字様や紙の様子も、別にこの推定に疑問を懐かせない。

明諱については、すでに見たように常字は嘗とすることが多く、洛字も避けている事例あり。また第一章でみた「吉士不讀書」の条（巻三、中華本では巻七）で言うのと、「校書」の「校」字は手に従い、「検討」の「檢」は本字のままと

なっている。つまり崇禎帝諱は避けていないが、天啓帝諱は避けている場合があるわけである。ただし「校」字の扱いについては、もともと特に注意していたわけではなく、たまたまこの条で気づいただけであって、全書を通じてどうであるのかは確認できていないし、本字を用いている場合もむろんある。

この本は往々にして明諱を避けていると同時に、およそ明朝皇帝ないし明廷にかかわる字に遇えば、その上をすべて空格にしてもいる。たとえば巻一首条の「冲聖日講」で言えば、経筵、聖体、乙覽、上、駕、御、大内、聖学、英宗、宗社、主上の語につき、すべて空格によって敬謹の意を表現しているのである。これはむろん明人である沈徳符の表記であり、この本はそれをそのままに伝えているわけである。

ついで「本伝」と周氏手識の後はどうなっているかという点、まず「万曆野獲編卷第一目」とある巻目、これは各巻前にあり。次に本文で、その首行にはまず「万曆野獲編卷第一」という書名巻第を記し、次行に低九格で「明（空一格）繡水沈徳符景倩著」とあり、第三行に低三格で「冲聖日講」の条目を記し、その後ろに頂格で本文を記す。以下は各条が終わればまた条目、本文が繰り返され、巻が終わればまた同

じ形式で次の巻が始まる。

こうして巻二十まで至ると、その次は「万暦野獲編補遺目」で、共に十五条の目を列ねた後に「附／秦璽始末」とあり。ついで正編と同じ形式の本文があつた後、葉を改めて首二行に「秦璽始末／明（空一格）秀水沈德符景倩著」と記す附録の九葉。この附録一篇は、錢本になると「補遺」の内に入れられ、道光本ではその巻四、玩具の項に収められる。

正編二十巻補遺一卷はすべて十冊、これが終わると第十一冊から続編十二巻となり、まず篇題なしの序文一葉、ついで正編と同じ形式で目と本文になる。この続編本文巻一首二葉の版心には、魚尾の上に書名が記され、また首葉のみには魚尾下に「巻一」と「一」という巻第葉次あり。なお巻十二の末三条は追記で、その本文はそれまでと鈔手が異なっている。

さてこの甲本、正編二十巻（それに補遺一卷）続編十二巻という構成で、避諱や空格など明人の表記をよく伝えているとなれば、周星詒の「蓋原本也」という推定ももつとも思われてくるのであるが、そう断定するにはいささか問題がある。というのも、もしこれが「原本」だとすれば、それは道光（および中華）本三十巻補遺四巻の内容をすべて含んでいべきであるだろう。ところがこの本の正編は共に

五百六十四条、これに補遺の十五条附録一条、および続編三百三十四条が加わって、すべて九百十四条であるのに対し、道光本は正編一千二百六条、補編二百三十三条のすべて一千四百三十九条、つまり甲本に収められる条数は道光本の三分の二たらずでしかない。これほどの差があるとなれば、それを伝鈔の際の脱落などで説明することは不可能であろう。

ならばこれは沈振のいう「残缺」の餘の姿なのか。それも考えにくい。ふつうに「残缺」といえば、ある部分がまったく欠け、不全となった状態を謂うだろうが、この本には正編二十巻続編十二巻が、特に目立った不均衡なくすべて備わっている。また次章であらためて述べるように、乙本は同じ二十巻本でも各条の序次がずいぶん異なり、記事の出入もままあるのだが、それでも総じて言えば同じ系統に属すことは疑えない。つまり甲本は残缺とか補綴を経た本ではなく、それで一応は完成した本らしいのである。とすれば結局どうなるのか。はつきりと断定はできないものの、これはやはり正編二十巻続編十二巻からなる「原本」の面目を伝えたものではないか。ただし沈德符は、この「原本」成立後もなお相当の増補が続けていて、その再増部分が朱彝尊・錢枋本や沈振「補遺」に伝わっている、と考えられるわけである。

なお甲本が比較的早期の面目を伝えているという推定は、二十巻本のみに見える記事がある、という事実からも支持されるであろう。かく言うのは甲乙両本巻六の「新鄭相郵典」、巻十一の「垠（乙本作壩）上馬房」、巻十七（乙本十八）の「万通妬死」の各条が、丙本や道光本には見えないというところで、つまり甲乙両本には、朱彝尊や沈振の「搜輯」から漏れた記事があるのである。

また甲本巻二（乙本一）の「乙未諸才子」条は、丙本補遺目録の科場項には記されているものの本文には無く、中華本では目文ともに無いのだが、道光本補遺巻二には目文ともに有る、という奇妙なことになっている。所見の道光本のこの箇所は、「乙未諸才子」条の後ろに戸部「補遺」として「茶式」の条が置かれていて、このことからすると、あるいは「乙未」条以下は後からの増補なのかもしれない。つまり中華本は増補のない、初印本に拠っていたため現状のごとくになった、ということである。そしてもしそうであるならば、「乙未」の一条も本来は二十巻本系のみにもった記事、となるであろう。

四、旧鈔本『野獲編』その二三四、乙丙丁本

『万曆野獲編』二十卷 藍格鈔本 六冊 台北・国家図書館蔵

甲本と同じ二十巻本だが補遺、続編はない、あるいはこれを缺く一本で、上文で乙本と称していたもの。四周双辺で版心に上黒魚尾の十一行藍格稿紙に、毎行二十一字で鈔写されている。なお館目は緑格鈔本としていて、たしかに淡く緑がかった色ではあるものの、これは藍格という方がふつうであると判断し、そのように記した。版框内一八・〇×一二・八cm、開本二五・〇×一六・八cm。蔵印に清末の外交官呂海寰の「呂海寰／鏡宇父／長生安／樂印信」白文方印、「鏡／宇」朱文方印、「呂海／寰印」白文方印、およびどのような人のか未詳の「授經樓／珍藏秘／極之印」朱文方印、「沈氏家藏」白文方印、「大司／馬章」朱文方印などあり。

字蹟はしっかりとした楷字で、甲本より工整。避諱はどうかと言えば、玄、胤、弘字は末筆を缺くのを通例とし、玄字については元を用いる場合もあり、また丘字は邱に、曆字は歴に作る。よってこの本、乾隆以降の鈔写なのは確かだが、

乾隆中に『野獲編』を伝鈔するにはかなりの風険があったであらうから、常識的に考えれば道光以降の鈔写、しかも氣づいた限りでは淳字を避けていないので、おおよそ道咸間の鈔本かと思われる。なお明諱については、第一章で洛字を雠としていた例を見たが、これは旧い面目がそのままにのこった個別例、ないし例外で、基本的には避けないし、明帝や明廷に関する語についても空格は用いない。

この乙本、巻を開ければまず万曆三十四年の沈氏自序。これには篇題なく、また下款の紀年は本来「万曆三十四年丙午」でなければならぬが、これを「丙辰（四十四年）」と誤っている。毎巻首の目録、本文首の形式は甲本と同じ。ただし本文各条の序次は往々にして大きく異なり、また個別の条には甲乙両本で異なる巻に収入されている場合もままあるし、さらに甲乙両本の巻五と巻七は、その内容がほぼ入れ替わっていたりもする。

こうした相違は、明諱の扱いや空格についての差異からして、また鈔写年代から考えても、常識的に言えば甲本が本来の姿で、乙本はそれにやや混乱が加わったものと考えられようが、この常識的判断はさらに別の事実からも支持される。というのも、甲本補遺十五条のうちの十一条、および続編の

うちやはり十一条が、乙本では正編たる二十巻のうちに含まれているからである。補遺はともかく続編は万曆四十七年に改めてまとめられたもの、つまり乙本は万曆三十四、五年に成立した本来の二十巻以外の、それより後の記事を含んでいるわけである。

また甲乙両本の記事には出入があるのだが、甲本にあって乙本にない記事は、巻一の「恩詔逐山人」をはじめ巻五、十一、十四、十五、十七にすべて十三条あるのに対し、乙本にあって甲本にない記事は乙本巻十一の「武定府初叛」以下「彝（依目、本文作夷）姓」に至る五条と巻十九「憂危竝議」条のみで、これは甲本に二ヶ所の闕文があるのに対し、乙本にはあちこちにより多くの闕文が存在する、と解釈できるであらう。

さらにまた、第一章で甲本巻十九の「張麟陽司寇」という条目に、乙本では「仁恕」の二字が書き加えられ、これが道光本に受け継がれている、という事実を見たが、これと似た事例は他にもある。甲本巻十三の「璽臣改吏部」なる条目のうち、その「臣」字が乙本では「丞」となっていて、それが丙本、道光本に継承されていたり、巻十五「藩王献諛」の条目（本文では「献諂」）が、乙本では目文ともに「献諂」

となり、丙本、道光本に連なるのがこれである。甲乙両本のこうした相違は、乙本が甲本と三十巻本との間に位置していることを示しているよう。

結局、乙本は二十巻の「原本」として言えば、当初の面目から少しく遠ざかっており、鈔写年代も甲本より降るということ、その本文価値はやや劣るとなろうし、第一章で見た「聖誕忘辰同日」条で言っても、「嘉靖二年」の「二」字を甲、丙二本は誤っていない一方、乙本は「三」に誤り、これが道光本、中華本に連なることとなっている。ただしこの条でも、あるいはその前に引いた「吉士不讀書」条でも、甲乙二本の文字はおおむね一致しており、そのことによつて二十巻本系本文の本来の姿を窺がわせてくれているのである。

また「吉士不讀書」条の場合、「雖玉堂盛事、亦」の「亦」字など、取りあえず乙本のみのものであるものの、すでに述べたごとく、出校するだけの価値はあるだろう。さらに道光本ないし中華本巻十九、「科道対偶」条「得旨並斥」句の「斥」字の場合、甲本巻一は「出黜」とする一方、乙本では「黜」となっており、これはむしろ後者が正しいに違いない。つまり甲本の「出」字は、音近くして誤った衍字と考えられるわけである。以上を要するに、乙本は甲本には及ばぬものの、

二十巻本の面目を伝えているという点でなお貴重な資料だし、個別の文字にも見るべき点はある、ということになろう。

『万曆野獲編』三十巻補遺不分巻 康熙鈔本 三十二冊 中央研究院歴史語言研究所・傅斯年圖書館藏 一九七六年傳文圖書公司影印本

錢枋改編、沈振補輯の一本。上文にいわゆる丙本だが、原件は遺憾ながら未見で、これから述べるところはすべて影印本によるもの。この本は無格十行二十四字、巻端に「小引」と題する万曆三十四年自序一葉、および四十七年の「続編引」一葉あり。ついで「万曆野獲編卷之一」目錄となり、この巻目は各巻前に在り。その後本文。まず首行に「万曆野獲編卷之一」の書名巻第、ついで第二三行に低十三格で「秀水沈德符景倩著／桐鄉錢（空一格）枋爾載輯」と記され、第四行に低一格で「列朝二」の門目、第五行に低二格で「告天即位」の条目、ついで本文となる。以下各巻ともに同形式。

正編の三十巻が終わると補遺で、まず康熙五十二年の沈振序、これは篇題なし。ついで中華本では「補遺跋」と題される一篇だが、これは錢謙益の評語を紹介したものであり、

「跋」という名はあまりふさわしくない。また丙本の表記では、その「朱竹垞詩綜」以下は小字の注であり、「謹按」以下は行を改め、低一格で記される。次が「万曆野獲編補遺目次」で、「列朝」以下、錢本の分類に従って条目を列ねるが、分巻はなし。「目次」が終わると本文。その首には「万曆野獲編」とのみ記され、「補遺」などの文字はなし。第二行に低十四格で「秀水沈德符景倩著」とあり、空二行で第五行に低一格で「列朝」の類目、次行に低二格で「重脩国史」の条目、ついで記事本文。

巻一首の書名巻第下に「海寧陳奕禧校閱」の題款一行あり。陳氏は清初の人。江慶柏『清代人物生卒年表』（人民文学出版社、二〇〇五）が『海寧渤海陳氏宗譜』八に拠って定めるところでは、順治五年（一六四八）生、康熙四十八年（一七〇九）卒という。ただしこの本には康熙五十二年序の補遺が含まれており、少なくとも卒年の方は疑わしい。

ついで乾隆『海寧州志』九、仕進によれば、彼は「附貢。歴官して南安知府たり」といい、また同書十一、文苑には「字子文、一字六謙、……洸りに戸部郎、石阡・南安郡守を歴、至るところ廉貧なるも、書を求むる者門に填ちて争いて購い、これに資りてもって清俸の不足を補う。……従兄突

昌、字子榮、黄宗羲に従いて講学す」とある。さらに上海有正書局石印本『王文成公楷書冊』（明代名臣墨宝第六）の康熙四十七年陳氏手跋には「禧受業於姚江（黄梨洲）夫子、得聞致良知之緒論」とあれば、従兄とともに梨洲の門下に在ったことがあったに違いない。

藏印には「呉平／斎読／書記」白文方印、「抱壘子」朱文方印、「東方文化／事業総委／員会所／藏圖書印」朱文方印、「東方文化事／業総委員会／所藏圖書印」白文方印、「史語所收藏／珍本圖書記」朱文長方印、「傅斯年圖書館」朱文長方印あり。最初の二印は金石收藏家、帰安の人呉雲（一八一一～八三）のもの。なお「抱壘子」印は卷十九首だけに見えるのだが、そこには朱文方印（印文未詳）がもう一枚あり、それも呉氏のものかと思われる。また傅斯年圖書館の網站で検索すると、この本には「海昌馬氏漢晋齋考藏図籍之印」があるという。おそらく書皮か副葉に鈐印されていて、そのため影印本には見えないのであろうが、これは乾嘉中の藏書家馬二槎、名は瀛（『藏書紀事詩』六）のものである。

この本、陳奕禧の題款があることからして、康熙中鈔本ということはず間違いないが、そのことは避諱からも裏づけられる。すなわち書中の玄字は首筆を缺くという独特の

形式ながら、とにかく缺筆によって字を成さなくしているのに対し、胤、丘、弘、曆等はみな本字のまままで敬避しないのである。ということは、康熙三十九年にまとめられた錢枋輯本、同五十二年に成った沈振補遺の原本から、この本はすこぶる近い位置にあるはずであり、その本文には相当の価値がある、と考えられそうである。

だが実のところ、これは決して沈徳符の「原本」にはあらず、道光本に連なる輯本なのであって、その本文にはすでに相当の訛脱が生じている。むしろ第一章で見た「吉士不読書」条「玉堂盛事」の「玉」字や、「聖誕忌辰同日」条「嘉靖二年」の「二」字など、二十卷本系旧本と一致する佳字もやはりするのだが、同時にこの二条の例では、道光本と一致して甲乙二本とは異なる字の方がずっと多いのであった。とはいえ、甲本で覆いうる範囲は道光本の三分の二たらずではない以上、残りの三分の一あまりについては、この丙本がいわば「碩果僅存」の、すこぶる貴重な旧本となり、たとえば道光・中華本の卷一、「璽文」条「神人致上命」につき、丙本には「上」下に「帝」字があつて、この場合は拠つて補うべきものとなつているのである。

『万曆野獲編補遺』不分卷 康熙鈔本 四冊 台北・国立故宫博物院藏

北平図書館旧蔵の一本で、ここでは丙本の次ゆえ丁本と名づけておく。開本二七・八×一八・〇cm。無格の竹紙に九行十八字で写され、巻を開けるとまず「万曆野獲編補遺総目」があり、列朝「二十四条」、宮闈「九条」、宗藩「一条」といった具合に、錢枋の立てた門目、および各門目の条数が記される。中縫には「野獲編 補遺総目」とあつてその下に一至三の葉次を記す。ついで「万曆野獲編補遺目次」で、「列朝」の門目を掲げた後に、「重脩国史」以下の条目を列ねる。中縫には「総目」と同様に「野獲編 補遺目次」とあつて、その下に一至十の葉次。本文は首行に「万曆野獲編補遺」の書名、第二行に低一格で「列朝」の門目、第三行は低二格で「重脩国史」の条目、ついで記事本文となる。中縫には「野獲編 補遺」とあつて、その下に一至二百七十八の葉次あり。ただし二百三十以降の葉次は破損のためほとんど見えなくなつており、その二百七十八とは書葉を数えた結果である。

鈔写の様相はと言つと、格別の精写でこそないもの、しっかりとした楷字で丁寧に写されている。書中、清諱を避

けず、玄、胤、弘、曆すべて本字を用いる。もともと「玄」字の若干には後人が墨筆で塗抹を加え、末筆を缺いているかのように直したものがあり、また「曆」字についても「歴」に直した例がありはする。なお目録にははつきり「弘」字末筆を缺いたところがあるが、この目録はおそらく後補で、本文は配補葉を除き康熙前半期の鈔写なのであろう。

蔵印は「国立北／平図書／館収蔵」朱文方印のほか、「汲／修」朱文方印、「汝／器」朱文方印、「壇尊（樽）／蔵本」朱文方印、「豊（禮）府／蔵書」白文方印、「禮邸／珍贖朱文方印あり。「汝器」印はやや不確かながら、おそらくはこれも含め、すべて宗室の昭槿（二七七六―一八二九）のものであるろう。鄧之誠『骨董瑣記』三に「礼親王昭槿、字汲修、号檀樽主人、著嘯亭雜錄、于有清一代掌故、可資考拠者甚多」というとおり、清代の掌故に精通し、『嘯亭雜錄』を著した人であり、明代掌故書の代表格たる本書の所蔵者にふさわしい。

この丁本の内容は、丙本および道光・中華本の補遺四巻と基本的には同じながら、丙本等の「宗藩」にはある「親王娶夷女」条がこの本にはないなど、共に七条の記事が見えない。一方、丙本等において「宮闈」の「夫人封之異」条は

「有目無文」だが、丁本には目のみならず文もあり。またこの本では「風俗」の後、「著述」の前に、丙本等にはない「評論」（内容は「沈祖量」一条のみ）の一門があり、すべて三十六門となっている。ただしこの「沈祖量」の一条は、丙本等では「士人」門に収められており、内容上の増減があるわけではない。

本文の文字についてはどうかと言えば、まだほんの一部だけ、二十巻本系では見ることのできない諸条の若干を見たのみながら、訛字すこぶる多く、字様から受ける印象からすると少し意外な感じがしないでもない。しかし何と言っても旧本には違いなく、採るべき佳字もままあり。たとえば「宗藩」の「谷王反覆」条で言うところの「禾」が「木」になっており、とするが、この本ではその「禾」が「木」になっており、『明史』一百十八本伝に拠るかぎりそれが正しい。もともと下文の「詐造図讖、偽作妖言」をこの本は「詐造図讖、偽作妖書」とするなど、先に述べたとおり「訛字すこぶる多」いのも事実ではある。

もう一例挙げておけば、「公主」の「尚主見斥」条「又数年而成進士高第、居詞林、有盛名、主滋介介、形之悔歎、謝懼無計」数句の場合、この本では「成」上に「高」字あり、

「懼」上に「慚」字があるのだが、この両字は出校するに値しよう。「高」字があれば、「成進士」の主語（高中玄）がはつきりするし、「慚懼」は「懼」一字よりも生き生きとした感情を伝える表現であるだろうからである。もつともここでも訛字はあって、その「主」字を「至」に作っているのは、形近くして誤ったものに違いない。結局この丁本は、分量から言えば『野獲編』全体の六分の一たらずを占めるにすぎず、それが校勘に果たす作用は限られているし、訛字も頗る多いのであるが、それでも見るべき文字はやはりあり、特に「夫人封之異」条の本文を具えているという事実などは、この本がもつ価値の一端をよく示すものであるだろう。

以上を要するに、今日ひろく通行する中華書局本『野獲編』の本文には、少なからぬ問題が存在する一方、それをかなりの程度まで解決することが、今や可能になっているのであった。よって筆者は、今後この書の校勘に従事し、その結果を本誌に発表したいと考えている。もとよりこの「万曆野獲編校記」は、かなりの長編とならざるを得ず、一度にすべて公表することは無理であるが、完成すれば明代史研究にとってそれなりに意味あるものになると信じている。なお最後になってしまうが、台北の国家図書館特蔵組、および故宮博

物院図書文献処の方々には、原本の閲覧などにつき格別の配慮をいただき、とりわけ故宮の許媛婷氏からは、資料の収集などにつきはなはだ親切な計らいをしていただいた。そのことを特に記し、厚くお礼を申し上げる次第である。

注

(1) 錢氏『列朝詩集小伝』丁集下、沈先輩德符。朱氏『明詩綜』六十一、沈德符。なお朱氏の評語は『靜志居詩話』十七でも見ることができ。

(2) 「洵読史者所不可廢也」とは道光本刊行者姚祖恩の「校刊野獲編弁言」に見えることば。なお次注に引く『増訂晚明史籍考』は、この書に「清康熙間木活字本」があるかのごとくに記すが、そうしたものは烏有であろう。管見に入ったところで言うと、伊賀上野の藩校崇広堂蔵（上野市立図書館見蔵）の一本はたしかに木活字本で、おそらく台北・故宮見蔵の觀海堂蔵本と同版と思われるが、「万曆野獲編」という巻頭書名の「曆」字を「麻」に作っており、康熙版ということはいえぬ。常識的に考えれば、これは道光本より後の清末印行本であろう。

ちなみに国内では、国立公文書館や国会図書館など数機関に木活字本が蔵される由であるが、それらは未見。また下文に引く周星詒の言によれば、清末には二種の木活字本があったかのごとくであるが、はたして然るや否やは未詳。

(3) 謝氏『増訂晚明史籍考』（一九六四、中華書局）二。なお謝氏の評語はこの増訂本になって始めて記されたもので、民国

二十一年の初版本にはない。

(4) 『華蓋集』 這個与那個。

(5) 光緒中婦安姚氏編刊『咫進齋叢書』所収本。

(6) 道光七年錢塘姚氏羊城扶荔山房刊本『野獲編』卷首、校刊野獲編弁言。

(7) 「万曆野獲編序」という篇題を括弧に入れたのは、それが道光本になってはじめて現れたものだからである。なお旧鈔諸本ではどうなっているかという、甲乙二本には篇題なく、丙本では「小引」と題されている。

(8) 沈氏自序に「父祖緒言」とあることが影響してであろう、錢氏の家庭背景、すなわち彼が累代宦族の子弟であること言うう時には、父と祖父が科甲出身の官僚であったことのみを言うのが通例であるが、これは十分には正しくない。沈氏の言は京邸で本朝の掌故を聞いた時のことだから、そのとおりで問題はないものの、錢謙益のいわゆる「家世仕宦」を説明するとなれば、曾祖父のことも言わねばならないからである。

沈徳符が自邠（万曆五年進士、官は翰林院修撰に至る）の子であることは『列朝詩集小伝』に見えるし、また甲本卷首に引く錢氏『列朝詩選』の「本伝」では、さらに啓原（嘉靖三十八年進士、官は陝西按察副使に至る）の孫であることも記されている（本稿第三章、甲本の項参照）。さらに自邠が啓原の子、謚（嘉靖八年進士、官は湖広参議に至る）の孫であることは焦竑撰の啓原行状（『國朝獻徵録』九十四所収）に見える。また彼らの一族については潘光旦『明清兩代嘉興的望族』（一九四七、商務印書館）の「嘉興望族血系分図」（63）沈氏の条を参照。

(9) 道光本卷首、野獲編分類凡例（錢枋撰）。

(10) 同前。

(11) 周氏が福建の地方官であったことは『藏書紀事詩』（一九八九

年上海古籍出版社版）七の周氏条、およびその王欣夫「補正」に見える。また「陳氏（徵芝）藏書、大半婦之季脱」とは、風雨樓叢書本『帶經堂書目』（陳氏藏書目）卷首鄧実題辭の言。
(12) 吳氏の事蹟については繆荃孫輯『統碑伝集』三十八、俞樾撰墓志銘を参照。またその蔵印については林申清『中国蔵書家印鑑』（上海書店出版社、一九九七）を参照した。

（いのうえ すすむ 名古屋大学人文学研究科教授）

